

Japan Radiology Assessment 2020

～核医学編～

- 核医学の診療報酬体系
- シンチグラムとSPECT
- 新生児・乳幼児加算
- 各検査の算定例
- CTとPET/CT MRIとPET/MRI
- PET/CT,PET/MRIとCT・MR
- FDG-PET,PET/CT,PET/MRI診療ガイドライン
- センチネルリンパ節に関する点数

2020年診療報酬改定における、核医学に関する改定ポイントを提示します。

核医学の診療報酬体系



核医学の診療報酬体系について見てみると、各種検査料、核医学診断料、造影剤使用加算があります。

先進技術料として、甲状腺ラジオアイソトープ摂取率測定加算、新生児・乳幼児加算、断層撮影負荷試験加算があり、

画像診断管理加算、電子画像管理加算が別途算定できます。

甲状腺摂取率測定加算は、甲状腺ラジオアイソトープ摂取率測定加算に、負荷試験加算は、断層撮影負荷試験加算に名称が変更されました。

その他、造影剤やアイソトープ製剤は薬剤料として請求できます。

ポジトロン断層撮影関連

§ 日本医学放射線学会認証が必要

	所定点数		月1回		施設基準を 満たさない場合 80/100			
	PET	¹⁵ O	7,000	核医学 診断料 450	画像診断 管理加算 1: 70 2 §: 180 3 §: 300	¹⁵ O	5,600	
¹⁸ FDG		7,500	¹⁸ FDG			6,000		
¹³ N		9,000	¹³ N			7,200		
PET/CT	¹⁵ O	7,625	月1回に限り			月1回に限り	¹⁵ O	6,100
	¹⁸ FDG	8,625					¹⁸ FDG	6,900
PET/MRI	9,160		月1回に限り			月1回に限り	7,328	
乳房用 PET	4,000				3,200			

FDGを使用したポジトロン断層撮影関連の点数を示します。

所定点数に、核医学診断料、画像診断管理加算、電子画像管理加算の合算です。

乳房用PETはPET、PET/CT、PET/MRIと同日に行うことが条件なので、核医学診断料、画像診断管理加算は別途算定はできません。

施設基準を満たさない医療機関では、所定点数の80/100の点数が算定できます。

核医学検査

撮影料 (シンチグラム・SPECT・PET・PET/CT・PET/MRI・乳房用PET)		各撮影料
核医学診断料	PET・PET/CT・PET/MRI 乳房用PET	450点
	上記以外	370点
画像診断管理加算1 画像診断管理加算2 [§] 画像診断管理加算3 [§]	いずれか	70点 180点 300点
電子画像管理加算 もしくは フィルム料		120点 or フィルム料
薬剤料 (放射性医薬品、負荷薬など) ※PET検査薬は除く		
特定保険医療材料料		

核医学検査の診療報酬は

検査料、核医学診断料、画像診断管理加算に、

薬剤料、電子画像管理加算もしくはフィルム料、特定保険医療材料料を加えたものになります。

検査料はシンチグラム、SPECT、PET、PET/CT、PET/MRI、乳房用PETに区分されています。

核医学診断料はPET、PET/CT、PET/MRIの場合450点、それ以外の場合は370点が算定できません。

検査にかかわらず初回検査時に月1回に限り算定可能です。

画像診断管理加算については、所定の基準をクリアすれば

通常、画像診断管理加算1[70点]と同加算2[180点]同加算3[300点]が

各々について月1回算定できます。

シンチグラム

シンチグラム

部分(静態)	甲状腺・副甲状腺・肺血流 肝脾腎(形態)・副腎(皮質) 副腎(髄質)・異所性胃粘膜 ※但し検査内容によっては 動態シンチで算定する場合もある	1,300点
部分(動態)	唾液腺・心プール・肺換気(Xe,Kr) 腎血流・消化管出血・胆道系・RIアンギオ	1,800点
全身	骨・腫瘍・転移巣	2,200点
	甲状腺ラジオアイソトープ摂取率測定加算	100点
	新生児加算	所定点数× 80%
	乳幼児加算	所定点数× 50%
	幼児加算	所定点数× 30%

ラジオアイソトープの注入手技料は、所定点数に含まれる。

骨シンチグラム、ガリウムなどによる腫瘍シンチグラムなど

全身シンチグラムは2,200点を算定できます。

心プールシンチ、肺換気シンチ、腎血流シンチ、RIアンギオなど、

動態シンチグラムは1,800点を算定できます。

その他の静態シンチグラムは、1,300点です。

SPECT

シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影 (同一のラジオアイソトープを用いた一連の検査)	1,800点
甲状腺ラジオアイソトープ摂取率測定加算	100点
断層撮影負荷試験加算 脳血流一日法 Diamox負荷 心筋血流心臓交感神経機能2回撮影 薬剤負荷 : アデノシン 運動負荷 : テッドミル 自転車	900点
新生児加算	1,440点
乳幼児加算	900点
幼児加算	540点

SPECT検査料は1,800点です。

また脳血流SPECTや心筋SPECTに、

薬剤負荷や運動負荷など、負荷検査を施行した場合には、

負荷の種類、または測定回数にかかわらず

100分の50、[900点]の断層撮影負荷試験加算が算定できます。

心臓核医学検査の算定例

SPECT	1,800点*
薬剤料	(薬価基準-15) / 10 の 1点未満端数切り上げ+1
例) 塩化タリウム- ²⁰¹ Tl 10MBq	4,444点
断層撮影負荷試験加算	900点
電子画像管理加算	120点
核医学診断料	370点
画像診断管理加算	1: 70点 2: 180点 3: 300点

* 新生児加算	: 80/100 =	1,440
乳幼児加算	: 50/100 =	900
幼児加算	: 30/100 =	270

心臓核医学検査を行ったときの算定例.

心臓核医学検査の点数は、ここに示すようになりますが、、
包括評価の場合は処置2に分類され、少し複雑になります。

骨シンチグラフィの算定例

全身シンチグラム像	2,200点*
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 数部位又は数方向撮像しても同じ ◆ SPECTを追加した場合も主たる点数で算定 	
薬剤料	(薬価基準-15) / 10 の 1点未満端数切り上げ+1
例) クリアボーン注射液 740 MBq	2,938点
電子画像管理加算	120点
核医学診断料	370点
画像診断管理加算	1: 70点 2: 180点 3: 300点

* 新生児加算	: 80/100 =	1,760
乳幼児加算	: 50/100 =	1,100
幼児加算	: 30/100 =	660

骨シンチグラフィ、全身シンチグラム像をとったときの算定例です。

甲状腺RI摂取率測定

甲状腺シンチに併せて実施(画像を伴う検査)

静態シンチグラム	1,300点
甲状腺ラジオアイソトープ摂取率測定加算	100点

摂取率測定のみ(画像を伴わない検査)

甲状腺ラジオアイソトープ摂取率	365点
ラジオアイソトープ検査判断料	110点
薬剤料(放射性医薬品)	

甲状腺シンチグラムに合わせて、甲状腺RI摂取率測定を行った場合、
静態シンチグラム1,300点に100点加算できます。

ただし、画像を伴わない摂取率測定のみでは

甲状腺ラジオアイソトープ摂取率測定加算[365点]、ラジオアイソトープ検査判断料 [110点]、
および放射性医薬品薬剤料のみの算定となります。

PET

ポジトロン断層撮影

1. ^{15}O 標識ガス剤を用いた場合 (一連の検査につき)	7,000点
2. ^{18}F FDGを用いた場合 (一連の検査につき)	7,500点
3. ^{13}N 標識アンモニア剤を用いた場合 (一連の検査につき)	9,000点

核医学診断料

450点

	基準適合		請求不可
	あり	なし	
新生児加算	1,600点	1,280点	<ul style="list-style-type: none"> ●ターゲットガス(窒素、酸素、二酸化炭素)等の^{15}O標識ガス剤の合成及び吸入に係る費用 ●^{18}FFDG ●^{13}N標識アンモニア剤の合成及び注入に係る費用 ●負荷に用いる薬剤料
乳幼児加算	1,000点	800点	
幼児加算	600点	480点	

^{15}O 標識ガス剤によるPET検査料は7,000点で、
 ^{18}F FDGによるPET検査料は7,500点が算定できます。
 ^{13}N 標識アンモニア剤を用いた場合の検査料9,000点が算定できます。

ターゲットガス(窒素、酸素、二酸化炭素)等の ^{15}O 標識ガス剤の合成及び吸入に係る費用並びに ^{18}F FDG並びに ^{13}N 標識アンモニア剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ算定できません。

^{13}N 標識アンモニア剤を用いたポジトロン断層撮影については、他の検査で判断がつかない虚血性心疾患の診断を目的として行った場合に算定できます。

負荷に用いる薬剤料は所定点数に含まれ、別に算定できません。

ポジトロン断層撮影(PET)

¹⁸F-FDG

7,500点
(**6,000点**)*

* 施設共同利用率が30 %満たさない場合には所定点数の 80 / 100



施設基準

- 常勤医師1名以上
(核医学診断経験3年以上、所定研修終了)
- 専任放射線技師1名以上
(診断機器ごとにPET製剤の取扱に関し、専門知識・経験をもつ者)

算定要件

- 同月内に悪性腫瘍の診断を目的に、ガリウムシンチを施行した場合は、主たる点数で**算定**



PETの検査料の算定には施設基準があります。

核医学診断経験3年以上で所定の研修を終了した常勤医師1名以上がいること。

さらに診断機器ごとにPET製剤の取扱に関し、

専門知識・経験をもつ専任放射線技師が1名以上いる必要があります。

なお、PETにおいては検査料に、薬材料が包括されています。

フィルム、特定保健医療材料は別に算定できます。

同じ月に悪性腫瘍診断の目的でガリウム標識医薬品のシンチグラムを実施した場合はどちらか一方だけの算定となります。

FDG-PETの適応

適応追加

てんかん

難治性部分てんかんで外科切除が必要とされる患者に使用する。

心疾患

虚血性心疾患による心不全における心筋組織のバイアビリティ診断（他の検査で判断のつかない場合に限る。）、**心サルコイドーシスの診断（心臓以外で類上皮細胞肉芽腫が陽性でサルコイドーシスと診断され、かつ心臓病変を疑う心電図又は心エコー所見を認める場合に限る。）**又は心サルコイドーシスにおける炎症部分の診断が必要とされる患者に使用する。

悪性腫瘍
（早期胃癌を除き、
悪性リンパ腫を含む。）

他の検査又は画像診断により病期診断又は転移若しくは再発の診断が確定できない患者に使用する。

血管炎

高安動脈炎等の大型血管炎において、他の検査で病変の局在又は活動性の判断のつかない患者に使用する。
*薬事承認を得ている¹⁸F-FDGを使用した場合に限り算定

FDG-PETの適応では、2020年診療報酬改定で心サルコイドーシスの診断（心臓以外で類上皮細胞肉芽腫が陽性でサルコイドーシスと診断され、かつ心臓病変を疑う心電図又は心エコー所見を認める場合に限る。）が追加されました。

PETの算定例

ポジトロン断層撮影

2. ¹⁸ FDGを用いた場合 (一連の検査につき)	7,500点	
核医学診断料	450点	
画像診断管理加算	1: 70点 2: 180点 3: 300点	
電子画像管理加算	120点	
	基準適合	
	あり	なし
新生児加算	1,600点	1,280点
乳幼児加算	1,000点	800点
幼児加算	600点	480点

PETの算定方法です。

所定点数に核医学診断料450点、

所定の基準を満たしている施設では画像診断管理加算が、そして電子画像管理加算の120点が算定可能です。

PET/CT

ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影

1. ^{15}O 標識ガス剤を用いた場合 (一連の検査につき)	7,625点
2. ^{18}F FDGを用いた場合 (一連の検査につき)	8,625点

適 応

てんかん 難治性部分てんかんで外科切除が必要とされる患者に使用

悪性腫瘍
(早期胃癌を除き、
悪性リンパ腫を含む。) 他の検査又は画像診断により病期診断又は転移若しくは再発の診断が確定できない患者に使用

血管炎 高安動脈炎等の大型血管炎において、他の検査で病変の局在又は活動性の判断のつかない患者に使用する。

*薬事承認を得ている ^{18}F FDGを使用した場合に限り算定

てんかん若しくは血管炎の診断又は悪性腫瘍(早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む)の病期診断若しくは転移・再発の診断を目的とする。悪性腫瘍(早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む)の場合、「他の検査、画像診断により病期診断及び転移・再発の診断が確定できない患者に使用する。」とあるが、この「画像診断」からはコンピューター断層撮影を除く。

PET-CTの算定方法です。

^{15}O 標識ガス剤を用いた場合は7,625点、

^{18}F FDGを用いた場合は8,625点が算定できます。

PET/CTの算定例

ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影

2. ¹⁸ FDGを用いた場合（一連の検査につき）	8,625点
核医学診断料	450点
画像診断管理加算	1: 70点 2: 180点 3: 300点
電子画像管理加算	120点
CT造影の場合	
造影剤使用加算	500点

PET/CTの算定例を示します。

CT撮影に関する、コンピューター断層診断料は算定できません。

しかし、造影を行った場合には、造影剤費用と造影剤使用加算500点が算定できます。

吸収補正にのみCTを使用した場合と、通常のPETのみに適用される臨床条件の場合は、従来のPETの撮影点数の算定になります。

PET/MRI

ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影

9,160点

基準適合

あり

なし

新生児加算

1,600点

1,280点

乳幼児加算

1,000点

800点

幼児加算

600点

480点

適 応

悪性腫瘍(脳、頭頸部、縦隔、胸膜、乳腺、直腸、泌尿器、卵巣、子宮、骨軟部組織、造血器、悪性黒色腫)の病期診断及び転移・再発の診断を目的とする。

他の検査、画像診断により病期診断及び転移・再発の診断が確定できない患者に使用した場合に限り算定する。ただし、この画像診断からは磁気共鳴コンピューター断層撮影を除く。



PET-MRIの点数を示します。

F18 FDGを用いた場合は9,160点が算定できます。

PET/MRIの算定例

ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影 (一連の検査につき)	9,160点
核医学診断料	450点
画像診断管理加算	1: 70点 2: 180点 3: 300点
電子画像管理加算	120点
MRI造影の場合	
造影剤使用加算	250点

PET/MRIの算定例を示します。

MRI撮影に関する、コンピューター断層診断料は算定できません。

しかし、造影を行った場合には、造影剤費用と造影剤使用加算250点が算定できます。

乳房用PET



乳房用ポジトロン断層撮影（一連の検査につき）

4,000点

算定要件

PET、PET/CT、PET/MRIと併せて同日に行った場合に限り算定する。

※核医学診断料は同日に行われるPET,PET/CT,PET/MRIで算定されるため、乳房用PET単独では算定できません。

適 応

乳がんの病期診断及び転移又は再発の診断を目的とし、他の検査又は画像診断により病期診断又は転移若しくは再発の診断が確定できない患者に使用

乳房用PETの点数を示します。

^{18}F FDGを用いた場合に4,000点が算定できます。

PET、PET/CT、PET/MRIと併せて同日に行った場合に限り算定できます。

核医学診断料は、先の検査で算定されているため、当該点数では算定できません。

PET、PET/CT、PET/MRI、PEM

所定点数算定基準

所定点数が算定できる施設

1. 特定機能病院
2. がん診療連携拠点病院
3. 国立高度専門医療研究センター
4. 1, 2, 3以外は施設共同利用率30%以上の施設

該当しない場合は
所定点数の100分の80に相当する点数を算定することとなる

* 所定点数算定条件: 施設基準を満たしていること

PET、PET/CT及びPET/MRIの撮影料は、施設共同利用率30%を超えていないと、所定点数の100分の80に相当する点数を算定することとなっています。

特定機能病院、がん診療連携拠点病院、国立高度専門医療研究センターにおいて、施設共同利用率30%の縛りはありません。

所定点数算定条件としては、施設基準を満たしていることとなっています。

施設共同利用の計算

- ① 保有する全ての当該撮影に係る機器を使用した全患者数 _____名
- ② 当該撮影の共同利用を目的として他の保険医療機関から検査を依頼された紹介患者数 _____名
- ③ 特別の関係にある保険医療機関間での紹介の場合及び画像の撮影を実施する保険医療機関への転医目的で紹介された場合に該当する患者数 _____名
= _____%
- ④ 施設共同利用率 = $(② - ③) / (① - ③) \times 100$

施設共同利用の計算は、

- ① 保有する全ての当該撮影に係る機器を使用した全患者数
- ② 当該撮影の共同利用を目的として他の保険医療機関から検査を依頼された紹介患者数
- ③ 特別の関係にある保険医療機関間での紹介の場合及び画像の撮影を実施する保険医療機関への転医目的で紹介された場合に該当する患者数

のそれぞれの数を以下の式に当てはめて計算する。

$$\text{施設共同利用率} = (② - ③) / (① - ③) \times 100$$

また、共同利用施設において行われる場合とは、施設共同利用率が10%を超えると届け出た保険医療機関において撮影する場合又は共同利用を目的として別の保険医療機関が依頼して撮影される場合を指します。

PET・PET/CT、PET/MRI、PEM撮影 点数算定にかかわる要件

医療法施行規則の医療安全に係る施設基準を満たすこと

PET核医学認定医

- ◆ 基礎資格：日本核医学会会員であること
核医学経験3年以上の常勤医師が1名以上
- ◆ 日本核医学会春季大会に行われるPET研修セミナーの受講歴（法令・臨床）
- ◆ PETサマーセミナー（臨床研修のみ）
PETサマーセミナーを受講した場合、PET研修セミナーは法令のみでよい

PET核医学認定 技師

- ◆ PET製剤の取り扱いに関し、専門の知識及び経験を有する
- ◆ 専任の診療放射線技師が1名以上

PET読影料という算定基準はなく所定点数を請求できる施設基準の中に医師の要件があります。医療法施行規則の施設基準の中に所定の研修を修了した核医学経験3年以上を有する常勤の医師が1名以上いることが要件となっています。

この条件が満たされない施設はPET診療自体が行えません。

日本医学放射線学会専門医・日本核医学会専門医は経験3年以上に該当します。

PET核医学認定医は日本核医学会が制定した認定医制度で、現在申請要項を核医学会HP上に掲載しています。

日本医学放射線学会専門医の資格があれば資格要件の核医学経験3年以上は満たされるが核医学会員であり、

PET研修セミナーに出席し、そこでのミニテストを受けていなくてはなりません。

この認定を受けていればPET関連の算定要件を満たすが、厚生労働省が規定したものではなく認定資格がなくては算定できないということではありません。

PET、PET/CT、PET/MRI 新生児・乳幼児・幼児加算

	施設基準 適合施設	施設基準 非適応施設
新生児	1,600点 加算	1,280点 加算
乳幼児(3歳未満)	1,000点 加算	800点 加算
幼児(3歳以上6歳未満)	600点 加算	480点 加算

適 応

- PET、PET/CT、PET/MRI

核医学検査のPET、PET/CT、PET/MRI検査で、

新生児加算に1,600点、乳幼児加算に1,000点、幼児加算に600点がそれぞれ算定できるようになりました。

施設共同利用率30%の施設基準非適応施設においては、各点数の80%を算定することとなります。

PET、PET/CT、PET/MRI、PEM

入院中の患者が他医療機関を受診した場合の取り扱い

入院料の取り扱い

出来高病棟		入院基本料 -10%	⇒	入院基本料 -5%
特定入院料等算定病棟	1. 包括範囲に含まれる診療行為が他医療機関で行われた場合	入院基本料 -40%	⇒	入院基本料 -35%
	有床診療所所療法病床入院基本料 精神療養病棟入院料 痴ほう症治療病棟入院料 地域移行機能強化病棟入院料	入院基本料 -20%	⇒	入院基本料 -15%
	2. 包括範囲外の診療行為のみが他医療機関で行われた場合	入院基本料 -10%	⇒	入院基本料 -5%

検査料は、依頼先医療機関との合議に委ねられる。

入院中の患者が他医療機関にPET関連検査のため受診した場合の入院料の取り扱いが変更されました。

同一月CTとPET/CTを行った場合
の点数

PET/CTとCTの関係

	同一月	
	1回目	2回目
	CT	PET-CT
64列以上	1,020点 <small>施設共同利用10%</small> 1,000点	7,500点 (PETの点数)
16列以上64列未満	900点	
4列以上16列未満	750点	
4列未満	550点	

同月に 初回CTを行い、
その後PET/CTを施行した場合、
PET/CTの所定点数はPETの所定点数で算定することになります。

PET/MRIとMRIの関係

同一月MRIとPET/MRIを行った場合の点数

	同一月	
	1回目	2回目
	MRI	PET-MRI
3T以上	1,620点 <small>施設共同利用10%</small> 1,600点	7,500点 (PETの点数)
1.5T以上3T未満	1,330点	
1.5T未満	900点	

同月に 初回MRIを行い、
 その後PET/MRIを施行した場合、
 PET/MRIの所定点数はPETの所定点数で算定することになります。

さまざまな機器との関係

同一月		
1回目		2回目 CT・MRI
PET-CT	8,625点	CT・MRIの 所定点数 × 80/100
PET-MRI	9,160点	

同一月		
シンチグラム	PET-CT	PET-MRI
主たるもののみ算定		

また同月に初回PET/CT、PET-MRIを行い、
その後CTもしくはMRを施行した場合は
CTもしくはMRの点数は コンピューター断層撮影の2回目で算定します。

乳腺悪性腫瘍手術 センチネルリンパ節加算

乳腺悪性腫瘍手術

乳がんセンチネルリンパ節加算1 ・ 放射性同位元素及び色素を併せて使用又は インドシアニングリーンを用いたリンパ節生検を行った場合	5,000点
乳がんセンチネルリンパ節加算2 ・ 放射性同位元素又は色素を使用	3,000点

算定要件

- 触診及び画像診断の結果、腋窩リンパ節への転移が認められない場合
- 放射性同位元素の薬剤料は区分番号「K940」薬剤により算定する
- 放射性同位元素の検出に要する費用は、区分番号「E100」シンチグラム(画像を伴うもの)の「1」部分(静態)(一連につき)により算定する
- 摘出したセンチネルリンパ節の病理診断に係る費用は、第13部病理診断の所定点数により算定する

乳腺悪性腫瘍手術において、乳がんセンチネルリンパ節加算が算定可能です。
放射性同位元素等を用いてリンパ節生検を行った場合に算定できます。

放射性同位元素はK:手術 項目で算定されます。

センチネルリンパ節生検

センチネルリンパ節生検(片側)

併用法	5,000点
単独法	3,000点

算定要件

- 触診及び画像診断の結果、腋窩リンパ節への転移が認められない乳がん手術の予定がある場合
- 乳腺悪性腫瘍手術と同日に行う場合は、区分番号「K476乳腺悪性腫瘍手術の注1又は注2で算定する
- 放射性同位元素の薬剤料は区分番号「D500」薬剤により算定する
- 放射性同位元素の検出に要する費用は、区分番号「E100」シンチグラム(画像を伴うもの)の「1」部分(静態)(一連につき)により算定する
- 摘出したセンチネルリンパ節の病理診断に係る費用は、第13部病理診断の所定点数により算定する

疑義解釈

Q:センチネルリンパ節生検及びK476乳腺悪性腫瘍手術のセンチネルリンパ節加算について、採取したセンチネルリンパ節について、D006-8サイトケラチン19mRNA検出で、転移の有無を判定した場合にも、センチネルリンパ節生検として算定できるか

A:算定して差し支えない。

平24.3.30事務連絡)

D:検査 センチネルリンパ節生検において、放射性同位元素等を用いてリンパ節生検を行った場合に算定できます。

放射性同位元素はD:検査 項目で算定されます。

センチネルリンパ節生検 センチネルリンパ節加算

施設基準

- (1) 乳腺外科または外科の経験を5年以上有しており、乳がんセンチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として5症例以上経験している医師が配置されている。
- (2) 当該保険医療機関が乳腺外科又は外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が2名以上配置されている。ただし、色素のみによるもののみを実施する施設にあつては放射線科を標榜しなくても指し支えない。
- (3) 麻酔科標榜医が配置されている。
- (4) 病理部門が設置され、病理医が配置されている。

疑義解釈

Q.D409-2センチネルリンパ節生検とK476乳腺悪性腫瘍手術の「注1」の乳がんセンチネルリンパ節加算の施設基準については、「特掲診療料の施設基準等及びその届け出に関する手続きの取扱いについて」に「当該保険医療機関が乳腺外科又は外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師2名以上が配置されていること」とあるが、放射線科の常勤医師は必ず2名の配置が必要なのか。

A. 乳腺外科又は外科の常勤の医師、放射線科の常勤の医師それぞれ1名以上の配置が必要である。
(平22.7.28事務連絡)

センチネルリンパ節生検には施設基準が設けられています。
スライドの施設基準をご確認ください。

Japan Radiology Assessment 2020

～核医学編～

制作スタッフ

画像診断：井田 正博¹⁾ 高木 亮²⁾

核医学：村上 康二³⁾

I V R：赤羽 正章⁴⁾ 中塚 誠之⁵⁾ 屋代 英樹⁶⁾ 水沼 仁孝⁷⁾

放射線治療：大西 洋⁸⁾

制作協力：内川 慶³⁾

1)水戸医療センター 2)日本大学病院 3)順天堂大学 4)国際医療福祉大学
5)慶應義塾大学 6)平塚市民病院 7)那須赤十字病院 8)山梨大学